

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

(開催要領)

- 1 日時 平成27年11月19日（木）15:01～15:18
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表
委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<提案者>

柿本 敏晶 長崎県政策企画課長
浦 真樹 長崎県観光振興課長
村岡 彰信 長崎県新幹線・総合交通対策課参事
萩田 勝則 長崎県地域づくり推進課課長補佐
浦 亮治 長崎県政策企画課課長補佐

<事務局>

川上 尚貴 内閣府地方創生推進室長代理
塩見 英之 内閣府地方創生推進室参事官

(議事次第)

- 1 開会
 - 2 議事 世界遺産受入体制整備プロジェクト
 - 3 閉会
-

○塩見参事官 それでは、大変お忙しいところお越しいただきまして、ありがとうございます。

年内に行う特区の新しい追加指定に向けて順次お話を伺わせていただいておりますが、今日は御提案いただいておりますものの中から限られた時間でございますけれども、プレゼンをお願いしたいと思います。時間が限られておりますので、大変恐れ入りますけれども、10分程度でお話を頂戴いたしまして、特に規制改革事項の提案を中心にお話を頂戴できればありがたいと思います。

本日はワーキンググループ座長の八田座長が御欠席でございますので、原先生に全体をお願いしておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○原委員 どうもお忙しい中ありがとうございます。

御説明をお願いいたします。

○柿本課長 それでは、長崎県の説明をさせていただきます。

長崎県政策企画課の柿本と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず説明に入ります前に、本日配付させていただいております資料と議事内容につきましては、地元との調整中の内容もございますので、非公開を希望したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、1枚おめくりいただきまして1ページをごらん願います。まず今回の提案の背景としての観光客の動向ですけれども、平成26年の観光客の延べ数は過去最高を記録しております、平成23年から3年間で宿泊者数も19%増加しております。それに加えまして、ことし明治日本の産業革命遺産が登録されたこともございまして、最近でも前年比約10%の増加という状況にございます。

加えまして来年、長崎の教会群とキリスト教関連遺産の登録が予定されておりまして、それによりましてキリスト教関連の遺産であるということで、ヨーロッパ、韓国、フィリピンなどから外国人の観光客の増加も見込まれているような状況でございます。

一方で宿泊施設の不足でありますとか、交通アクセスの確保といった点も今後課題になってくると考えております、そういう背景で今回の提案をさせていただいているところでございます。

1枚おめくりいただきまして2ページをごらん願います。今回の提案の前提になっております長崎の教会群の世界遺産の候補でございますけれども、ごらんのように長崎県のかなり広範囲にわたっております、ごらんのように離島部でありますとか半島部を含めまして、熊本県の天草も入っておりますけれども、それも含めまして14の構成資産ということになっております。

今回、提案をさせていただく内容に特にかかわっております部分で、五島列島の北のほうに位置しております新上五島町、これは十字架のような形になっている島でありますけれども、こことか、島原半島のこれでいきますと日野江城、原城跡ということで記載しておりますが、こういった資産があります南島原市、そういったところについて今回まず提案の中で事業を進めていきたいと考えております。

続きまして3ページをお開き願います。プロジェクト全体の概要ですけれども、先ほど申し上げたような宿泊、交通の対策の課題に対応するために、特区を活用して総合的に対策を推進していきたいと考えております。このうち交通対策でありますけれども、交通対策については宿泊施設が宿泊客の送迎を行う際に、一定の条件のもとで教会等の観光地を経由して周遊できるようにしたいということでございます。また、宿泊対策につきましては、宿泊施設の不足が見込まれるような地域におきまして、古民家や空き家を活用して宿泊施設として活用していきたいと考えております。

関係法令の特例措置を設けるもので、これらを総合的に展開して、外国人観光客などの

受入対策も進めてまいりたいと考えております。

これによりまして、周辺地域の経済効果が期待されるとともに、離島地域などにおきましても外国人観光客の受け入れが可能になりますとか、全体といたしましても観光客の宿泊者数の増加にもつながるものと考えております。

次に4ページをお開き願います。具体的な規制制度改革の中身でございますけれども、まず交通対策につきましては、先ほど申し上げた離島の新上五島町などを実施場所として考えておりまして、一定の条件のもとで道路運送法上の許認可を不要とするような形にしたいと考えております。

条件といたしましては、来訪者数が増加するということで、そういった当面の期間に限定いたしまして、当初は1年間ということで期間を設定しまして、必要に応じて延長するようなことを考えております。

形態としましては、宿泊施設が保有する自家用車、自動車を用いまして、宿泊者を送迎するということで、これは送迎自体は今も行われているわけですけれども、その送迎の一環といたしまして観光地等の周遊案内もできるようにしたいと考えております。送迎に係る運送の対価は收受しないという形で考えております。收受する観光地につきましても、その宿泊施設と送迎の拠点になります駅や港といったところを考えながら、一定、対象とする観光地も地元の関係者による会議体で決定をして運用をするようなやり方をしていきたいと考えております。

もう一つは宿泊対策ですけれども、こちらにつきましては旅館業法、建築基準法、消防法、食品衛生法についての規制緩和になっております。現在検討しておりますのが古民家を活用した宿泊施設を設備するということを考えておりますけれども、その際に今、簡易宿所にするか、旅館にしていくかということはまだ明確に決定はしておりませんけれども、簡易宿所にする場合であれば33平米という基準以下でもできるようにということの緩和。旅館業の場合には客室が5室以上と、玄関帳場が必要だということになっておりますので、そこを緩和するようなことをしていただければということを考えております。

5ページですけれども、もう少し今、御説明したところを具体的に示しております。5ページの右下の要件緩和のイメージの図がございますが、現在の制度の中では最寄りの駅、港からホテルまでの通常の経路として考えられるようなところ、これを送迎できるということになっておりますけれども、この通常の経路に限らず、周辺のこれでいきますと教会Aでありますとか教会B、そういったところも経由をして観光、周遊をしながらホテルと港の間の送迎ができるようなことができないかと考えております。

6ページ、こちらが宿泊施設のほうですけれども、古民家を活用しまして現在、南島原市というところで具体的に検討を始めております。この案件につきましては地方創生の交付金も活用しながら今回、上乗せ交付金で採択もいただいて、県も支援をしながら進めているところでございます。古民家を活用して1日1組から2組程度の部屋数で、2部屋程度の宿泊施設に整備をしていくことを検討しております。

そういう形で古民家を有効に活用しながら、宿泊施設が南島原市という地域はほとんど宿泊施設がないということで、そういうところをカバーしながら観光客の誘致につなげていきたいと考えております。

最後に7ページをお開き願います。今、御説明しましたように、今回の提案の中では新上五島町と南島原市を当面対象として考えておりますけれども、左の表にありますように、この長崎の教会群とキリスト教関連遺産につきましては、その構成資産のほとんどが離島、半島地域にあるという状況でございます。そういう状況がございますので、交通機関、宿泊施設が十分でないという地域が多くございますので、今後地元市町村ともさらに協議を進めながら、この新上五島町、南島原市以外の地域についても、こういった取り組みをさらに進めていきたいということで考えておりまして、それによりまして豊かな自然と地域のもてなしに触れるような国際的な巡礼地を目指していきたいと考えております。

あわせまして、下段に記載しておりますけれども、現在の国家戦略特区で東京都の大田区でマンションの空き室等を活用して、外国人観光客を受け入れるような制度も始まっておりますけれども、今後、長崎県でも古民家だけでなく、そういう空き家を活用したような取り組みもやっていかないかということを考えております。ただ、その際には現在の7日以上という要件ではなかなか地方の場合には厳しい状況があると思っておりますので、そういう部分が今後緩和されるようなことがあれば、こういった大田区のような方式もまたとつていけるのではないか。そういうことも考えているところでございます。

以上のような形で離島地域とか中山間地域の交流人口の拡大や外国人観光客につながるような提案ということで考えておりますので、そういう他の地域の地方創生とか人口減少対策のモデルにもなつていけるのではないかと考えておりますので、御検討のほどよろしくお願ひ申し上げます。

説明は以上でございます。

○原委員 大変ありがとうございました。

交通対策と宿泊のところと2点御提案でございましたが、これはもし事務局でわかればわかる範囲で確認をさせてほしいのですが、まず交通対策に関して宿泊施設が送迎の途中で観光地を回るというのはよくあることだと思うのですが、今どの範囲で、どこまで制約されていると考えたらよろしいですか。

○事務局 今回のものがどういうものに当たるか、具体的にはもう少し聞かないとわからないのですけれども、現行の制度では一般的に我が方が聞いている、勉強している範囲でわかることは、皆さん御存じのとおり有償で旅客運送する場合は道路運送事業になるので、タクシー事業ということで緑ナンバーなり二種免許の人でということになるのですけれども、今、原先生からありましたとおり、宿泊客を宿泊施設が送り迎え、送迎するときに立ち寄るものについては、道路運送事業に当たらないことになっていています。立ち寄るというのはどういう概念かというのは通達が出ていまして、送迎の一環として送迎のほうが要するに主で、その一環として先ほど話がありましたように送迎のルートの途上であった場合

と、道路運送事業でない場合、例えばホテルに行く途中で観光地があって、観光地に寄るわけではないですけれども、そこで休憩するとか、ちょっと見るのは範囲によるのですけれども、道路運送事業に当たらないとなっております。それもお金をとってやるとか、反復継続的にやるということは別になりますけれども、自分のところに泊まっているお客様で送迎の一環だということであれば、道路運送事業に当たらないということになっております。

もう一つ、ツアーやエコツアなどをやる場合にツアーホテルをやるのですけれども、そのツアーカーを送り迎えする場合も、送り迎えのところが料金をとっていないくて、送り迎えが本当にツアーホテルを送り迎えだということであれば、そこは道路運送事業に当たらないということになっております。ただ、個別のものは紹介等をしていただかないといふ部分はあると思いますので、よろしくお願ひいたします。

○原委員 御提案をいただいた中での送迎の一環としてということであり、対価を收受しないということであれば、できてしまう可能性も高そうということのようにも見えるのですが、そのあたりは。

○柿本課長 先ほど御説明も少しございましたけれども、現在の国交省の通達の中では、先ほどの資料で5ページの図でいきますと、最寄りの港とホテルをつなぐ、通常、選択されると考えられる一般的な経路を逸脱してはならないということが言われておりますので、これを逸脱した形でその経路以外のところの観光地に立ち寄って、そして収容するような、それは今の制度ではできないと私どもとしては理解しておりますので、それをできるように広げて緩和をしていただきたいという趣旨でございます。

○原委員 これは確認してみたいと思います。

○鈴木委員 結構やっているところがありますけれども、あれは余り褒められたことではなくやっているということですね。

○柿本課長 そういうことだと思っております。

○原委員 逸脱しているかどうかわからないですよね。

もう一つは宿泊のほうですが、特区の制度で最後にお話になった大田区の仕組みと、もう一つは古民家の活用についての制度がありますが、あれで足りるのでしょうか、あるいはそこで足りないことがあるのでしょうか。

○柿本課長 現在、具体的に動いている事例が先ほど御紹介しました南島原市の事例ですけれども、こちらについては古民家を活用してということで考えておりますので、現在の国家戦略特区の中で既に事例があります、古民家を活用して、それを条例等で規定をして、そして旅館業法の規制を緩和するという、その制度でこの事例についてはできるのではないかと考えておりますけれども、それに加えて先ほど申し上げた大田区のようなやり方で、7日間以上という規定がございますけれども、もしこれが今後緩和されてくような流れが出てくれば、そういう部分まで含めて、古民家に限らず空き家を活用したりとか、そういう形でよりもっと広い形で対策というか、実施をしていくようなことができます

で、そういうことが可能であるということになっていけば、またそういう部分についても地元とまた協議しながら前向きに考えたいと考えております。

○原委員 わかりました。古民家以外での空き家の活用についてのということですね。これも多分いろいろなところで大変な課題で、長崎県以外からもたくさん御提案をいただいておりますので、ここは引き続き検討していきたいと思っております。

何かございますか。では、どうもありがとうございました。